

4 税金の控除・減免

所得税

本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合、所得額から次のとおり控除されます。

① 障害者控除 …………… 27万円

◆ 対象者

- ・ 身体障害者手帳3～6級
- ・ 療育手帳B
- ・ 精神障害者保健福祉手帳2～3級

② 特別障害者控除 …………… 40万円

◆ 対象者

- ・ 身体障害者手帳1～2級
- ・ 療育手帳A
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級

③ 同居特別障害者控除 …………… 75万円

※控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合

お問合せは大牟田税務署へ TEL 52-3245

住民税

本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合、所得額から次のとおり控除されます。

① 障害者控除 …………… 26万円

② 特別障害者控除 …………… 30万円

③ 同居特別障害者控除 …………… 53万円

※対象者は所得税と同じ

お問合せ・申請は税務課へ TEL 41-2608 FAX 41-2552

贈与税

特別障害者に対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、6,000万円まで税金はかかりません。

お問合せは大牟田税務署へ TEL 52-3245

相続税

障害者が相続により財産を取得した場合、その人の年齢に応じた一定の金額が相続税額より控除されます。

- ① 障害者控除 … その人が85歳になるまでの年数×10万円
- ② 特別障害者控除 … その人が85歳になるまでの年数×20万円

※ 対象者は所得税と同じ

お問合せは大牟田税務署へ TEL 52-3245

個人事業税

重度の視覚障害者（両眼の矯正視力の和が0.06以下）があんま、はり、きゅう等医業に類する事業を行う場合、事業税が非課税になります。

お問合せ・申請は福岡県久留米県税事務所へ TEL 0942-30-1014

マル優制度

銀行等の預貯金の利子等が一定限度額内で非課税となるものです。

◆ 対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者及び、障害年金等の受給者



詳しくは、各金融機関にお問合せください。

軽自動車税・自動車税・自動車取得税

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受け、一定の障害・等級に該当し一定の要件を満たしている場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免が受けられます。ただし、本人又は同一生計者が所有している車に限ります。

- ・ 減免を受けることができるのは、対象となる方1人につき軽自動車又は普通自動車どちらか1台です。
- ・ 自動車検査証に事業用と記載されているものは、対象外になります。
- ・ 同一生計者が所有する場合又は同一生計者・常時介護者が運転する場合は、障害者本人の通院・通学等のために使用することが条件となります。
- ・ 常時介護者（福祉事務所長から常時介護者の認定を受ける必要があります）が運転する場合については、下記までお問合せください。

軽自動車税

◆ 対象となる障害・等級について

次ページの《減免基準表》のとおり

◆ 受付期間

軽自動車税の納税通知書（圧着はがき）が5月10日前後に届いてから、納期限（5月31日）まで

◆ 手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
- ② 当該年度の軽自動車税納税通知書（圧着はがき）
- ③ 自動車検査証（車検証） ※ コピー可
- ④ 運転者の運転免許証 ※ コピー可
- ⑤ マイナンバー関係書類（3ページの「マイナンバー関係書類」を参照）
- ⑥ 来庁者の身分証明書（運転免許証等）



軽自動車税についてのお問合せ・申請は

税務課へ TEL 41-2471 FAX 41-2552

自動車税・自動車取得税

◆ 対象となる障害・等級について

次ページの《減免基準表》のとおり

自動車税についてのお問合せ・申請は

福岡県大牟田県税事務所 TEL 41-5122 FAX 52-1015

福岡県久留米県税事務所 TEL 0942-30-1026 FAX 0942-33-6139

なお、自動車取得税については、福岡県久留米県税事務所上津分室

（TEL 0942-21-0554 FAX 0942-22-5318）にお問合せください。

《減免基準表》

障 害 名	所有者区分	身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
		本人運転	同一生計者運転	本人運転	同一生計者運転
視覚障害	本人所有	2級の3～4及び 3級の3～4※	1～3級・4級の1	特項～4項症	特項～4項症
	同一生計者所有	1～3級・4級の1			
聴覚障害	本人所有	2級及び3級	2級及び3級	特項～4項症	特項～4項症
	同一生計者所有				
平衡機能障害	本人所有	3級	3級	特項～4項症	特項～4項症
	同一生計者所有				
音声、言語又は そしゃく機能障害	本人所有	3級	3級	特項～2項症	特項～2項症
	同一生計者所有				
上肢不自由	本人所有	1級及び2級	1級及び2級	特項～3項症	特項～3項症
	同一生計者所有				
下肢不自由	本人所有	1～6級	1～4級	特項～6項症・1～3款 症	特項～3項症
	同一生計者所有	1～4級		特項～3項症	
体幹不自由	本人所有	1～3級・5級	1～3級	特項～6項症・1～3款 症	特項～4項症
	同一生計者所有	1～3級		特項～4項症	
乳幼児期以 前の非進行 性脳病変に よる運動機 能障害	上肢機能	本人所有	1～2級	/	/
		同一生計者所有			
	移動機能	本人所有	1～6級		
		同一生計者所有	1～4級		
心臓機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
	同一生計者所有				
じん臓機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
	同一生計者所有				
呼吸器機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
	同一生計者所有				
ぼうこう又は 直腸の機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
	同一生計者所有				
小腸機能障害	本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
	同一生計者所有				
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害	本人所有	1級～3級	1級～3級	/	/
	同一生計者所有				
肝臓機能障害	本人所有	1級～3級	1級～3級	特項～3項症	特項～3項症
	同一生計者所有				

※視覚障害の本人運転について詳しくはお問合せ下さい。

下肢不自由の障害があり、他の部位にも障害がある方は、合算された等級を下肢不自由の等級として判断します。

知的障害	本人所有	療育手帳の障害の程度の記載欄に“Ａ”又は“Ｂ１”と表示のある方又は児童相談所又は障がい者更生相談所において発行された“Ａ”又は“Ｂ１”の判定書をお持ちの方
	同一生計者所有	

精神障害	本人所有	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の記載欄に“１級”と表示のある方
	同一生計者所有	